

第27回運営評議会議事概要

1. 日時 平成28年9月13日(火) 12:55~15:02
2. 場所 AP浜松町 地下1階 Aルーム
3. 出席者
委員 吉田委員(会長代理)、近藤委員、大槻委員、清水委員、秋山委員、
白水委員、野口委員、石山委員、岡山委員、十菱委員、瀬長委員、
谷口委員、柚木委員
農業者年金基金 中園理事長、須藤理事、中里理事、山口監事、小林監事
オブザーバー 菅原農林水産省経営局経営政策課数理官
4. 議題
 - 1 農業者年金事業の実施状況について
 - 2 加入推進の取組状況について
 - 3 最近の金融情勢と農業者年金の資産運用について
 - 4 平成27年度業務実績及び評価について
 - 5 その他の業務遂行状況
5. 議事概要
 - 資料1から資料5について、(独)農業者年金基金から説明を行った。
 - その後、意見交換が行われ、加入推進の取り組み等について各委員から発言があった。

<主な意見等>

[加入推進関係]

【意見】

- ・ 自分の場合、JAから説明を受けた親をきっかけに農業者年金に加入した。若い世代の加入推進には、家族などの身近な方に農業者年金に加入することのメリットについて、しっかり知ってもらうことが重要と考える。

【回答】

- ・ 実際に参加された方、特に若い世代の方から、農業者年金のメリットについて、その方ご自身の言葉でお話いただくと大変心強いところであり、また、その効果も大きいと思っている。当基金の広報の広域推進員としてご活動いただいている善積全青協会長にも長崎県等でご説明いただいたりしている。また、全中を通じて青年農業者向け機関誌「地上」の誌面で、農業者年金のPR記事やパンフレットの同封をお願いしている。

[資金運用関係]

【意見】

- ・ 昨日、テレビ番組で国民年金や厚生年金などの公的年金の先行きについて、厳しい見通しであるとのテレビ報道があった。農業者年金に加入している者の老後の考え方として、国民年金プラス農業者年金で自分の老後を考えることになると思うが、マイナス運用が続くと基本的な将来設計に影響が出て加入推進にも影響してくると思うが、今後の見通しはどうか。

【回答】

- ・ 金融市場における相場そのものの見通しをお示しすることはできないが、農業者年金の資産運用は、分散投資していることが特徴となっている。国内債券を多く持ち、株価の変動の影響が少なかったこともあり、運用資産全体で見ればリスクが小さくなるような運用をしているというのが現状である。
- ・ 過去の運用実績で見ても、ほとんどの年がプラス運用であり、長期的にみればプラスになると考えている。もし仮にマイナス運用の影響で、65歳の年金裁定時に、積み立てた保険料の総額を割り込んだ場合であっても、可能な限り準備金で補填する仕組みを持っている。2重3重の安全な運用の仕組みを持ち、きちんとした運用方針に基づいて運用を行っているということをご理解いただければと思う。

【意見】

- ・ マイナス金利下での資産運用に関して基金が講じた対応策は、適切な措置であったと思う。ところで、国内債券の自家運用分について外部運用の活用を図るとのことだが、現在どのような比率になっているのか。また、マイナス金利が解消した場合、自家運用の比率を元に戻すように考えられているのか。

【回答】

- ・ 国内債券の自家運用の構成比率は、お配りした資料の中にも記載しているが、平成28年度の第1四半期で31.5%となっている。国内債券の自家運用では、債券を満期保有目的で保有し、償却減価方式を採用していることもあり、構成比率が急激に下がることはないと思っている。
また、自家運用対象債券のマイナス金利が解消した場合には、元の運用手法に戻したいと考えている。

[その他]

【意見】

- ・ 農業委員会法の改正により、4月1日から農地利用最適化推進委員が新たに設置されたことに伴い農業委員は基本的に半減となるが、トータルの委員数は増加となる。農業者年金の加入推進に当たっては、農地利用最適化推進委員と農業委員が一体となって進めていかなければならないと考えているが、その点について柚木委員（全国農業会議所事務局長）からコメントをいただければと思う。

- ・ また、新規就農支援事業を受けられている方について各市町村で把握されていると思うので、その支援事業を受けている方の年金の加入率等を示していただき、その方々をターゲットに絞って推進するというのも、加入推進するうえにおいて大切なことではないかと考えている。

【回答】

- ・ 委員からご指摘のあったように本年4月1日から農業委員会法の改正を受けた新制度がスタートしたところであり、いろいろと現場から声が出ており、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割や如何という話がある。基本的には農業委員会業務を遂行していくための農業委員であり農地利用最適化推進委員であるが、現場からもいろいろとご要望もあったので、全国農業会議所として農地利用最適化推進委員の業務の柱はどのようなものかについて、文書でお示したところである。具体的には、農業委員会業務については農業委員会法第6条に、第1項の法令業務、第2項に農地利用最適化業務、第3項に調査、情報提供、担い手の育成のための経営支援とされており、この第1項から第3項を通して農業委員会として取り組むに当たっては、農業委員と農地利用最適化推進委員が二人三脚で取り組んで行こうということを確認にお示した。（全国農業会議所事務局長コメント）
- ・ 新規就農者は重要な加入推進対象だと思っているので、昨年から、就農給付金を受けた方、あるいは新規就農者には必ず1回は戸別訪問をしていただきたいとお願いし、また、加入対象者名簿には必ず新規就農者をご記載いただきたいというお願いをしている。新規就農者に対する、特に給付金を受けている方に対する取り組みは、今後も強めて行きたいと思っているので、市町村毎に給付金を受けている数を把握し、お示ししながら努力していきたいと思う。

【意見】

- ・ 跡継ぎ型の新規参入の方は、JAや親御さんの関係で、みどり年金に加入されている方が多々あり、みどり年金の加入に加え、更に農業者年金に加入となると難しい面がある。

【回答】

- ・ みどり年金は確定給付型の年金であり、過去に運用利回りが大変良かった時代は良かったが、運用利回りが段階的に下がってきた現在では、確定給付額に不足する分について次の世代に少し負担を負わせる懸念がある形となっている。当基金としてはみどり年金と連携しながらやっていくが、基本的には、今加入するなら次の世代の若い方々に負担が及ばない確定拠出型である農業者年金への加入をお勧めしている。全国的に見てもみどり年金の年間加入者数が200名ほどであることに対して、農業者年金の年間加入者数が3,000名ほどの規模になっており、全体としては農業者年金に対するご理解が進んでいると思っている。

以上